

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等
に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 国内事業所等とされる長期建設工事現場等について、二以上に分割して契約された場合における期間要件の判定方法を定めることとする。(第4条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、平成31年1月1日から施行することとする。(附則第1条関係)